

不法・危険盛土等への対処方策について

不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 委員名簿

委員長	大橋洋一	学習院大学法務研究科教授
委員	青木 淳	横浜市建築局建築監察部違反对策課長
	稲垣照哉	(一社) 全国農業会議所事務局長
	大森文彦	弁護士・東洋大学名誉教授
	岡島賢治	三重大学大学院生物資源学研究科教授
	北村喜宣	上智大学大学院法学研究科委員長
	鈴木道夫	弁護士・産業廃棄物適正処理推進センター運営協議会委員長
	堀川雅弘	奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課課長補佐
	若井明彦	群馬大学大学院理工学府環境創生部門教授

(委員は50音順、敬称略)

検討スケジュール

不法盛土への対処方策検討WG

【第1回WG】(7/6)

- 盛土規制法の概要を説明
- 不法・危険盛土等の事例等を踏まえ課題事項を検討

【第2回WG】(7/22)

- 課題事項、ガイドラインの記載項目を検討

【第3回WG】(8/25)

- ガイドライン骨子案を提示
- 主に現状把握の課題事項を検討

【第4回WG】(10/26)

- 主に監督処分、勧告・改善命令の課題事項を検討

【第5回WG】(11/10)

- 主に行政代執行、告発の課題事項を検討

【第6回WG】(12/16)

- 主に関係部局等との連携の課題事項を検討
- ガイドライン中間案を提示

【第7回WG】(1/30)

【第8回WG】(3/24)

- 残りの課題項目について検討状況を説明
- ガイドラインのブラッシュアップ状況を説明

今後の予定

【第9回WG】(4月末頃)

- ガイドラインのブラッシュアップ状況を説明

盛土等防災対策検討会

【第3回検討会】(9/9)

- ガイドライン骨子案を報告

【第4回検討会】(12/21)

- ガイドライン中間案を報告

【第5回検討会】(3/29)

- ガイドライン案を報告

【第6回検討会(5月中旬頃)】

- ガイドライン案を報告

《9/30》

- ガイドライン骨子案を公表

《12月末》

- ガイドライン中間案を自治体に事前提示

《3月末》

- ガイドライン案を公表、自治体に事前提示

《5月26日》

- 法律・政省令の施行に合わせて正式に公表予定

**不法・危険盛土等への
対処方策ガイドライン（案）について**

目次（ガイドラインの構成）

第1編：総説

- 第1章：はじめに
- 第2章：本法の趣旨及び概要
- 第3章：用語の定義
- 第4章：本法において可能な行政対応とその対象者
- 第5章：不法・危険盛土等事案

本ガイドラインの位置づけ等について記載

第2編：日常的な行政対応

- 第1章：盛土等に関する情報の管理
- 第2章：不法・危険盛土等の監視・発見

不法・危険盛土等の早期発見、早期対応に向け行政が日常的に実施すべき事項について記載

第3編：不法・危険盛土等発見後の行政対応

- 第1章：不法・危険盛土等発見後の行政対応
- 第2章：現状把握
- 第3章：危険な盛土等の緊急対応
- 第4章：監督処分
- 第5章：改善命令等
- 第6章：行政代執行
- 第7章：刑事告発
- 第8章：その他

不法・危険盛土等を発見した後の、現状把握における事実認定の方法、緊急対応方法、行政処分の要件と内容等について記載

第4編：関係部局等との連携

- 第1章：関係部局等との連携の在り方
- 第2章：民間事業者等との連携の在り方

各ステップにおける関係部局等との連携方法について記載

1章 はじめに

- ガイドライン策定の背景・目的
 - ・熱海の土石流災害や全国の盛土崩落事案等を踏まえた盛土規制法の制定
 - ・盛土規制法の実効性の確保の重要性
 - ・地方公共団体による不法・危険盛土等への対処が適切に行われるようガイドラインを整備すること
- 不法・危険盛土等への対処にあたっての基本的事項
 - ・行政指導に頼らず、躊躇なく行政処分を実施するという行政の意識改革の重要性
 - ・他の土地利用規制担当部局や廃棄物規制担当部局、警察等の関係部局と連携して対応することの重要性
- その他
 - ・ガイドラインについて、法施行後の執行事例等を踏まえ、適宜更新を行う

2章 本法の趣旨及び概要

- ・盛土規制法の概要

3章 用語の定義

4章 本法において可能な行政対応とその対象者

⇒P.3～6

- 立入検査、報告徴取、監督処分、改善命令等の相手方
- 具体的なケースにおける関係者の本法における位置づけ

（ガイドライン案概要版での記載箇所、以下同）

5章 不法・危険盛土等事案

- 過去の不法・危険盛土等事案の傾向と課題
 - ・人目のつかない山間部や、車両のアクセスが良く交通量が少ない高速道路や幹線道路沿いで、建設残土を処理するため盛土が行われる傾向がある
- 過去の不応・危険盛土等事案に対する行政対応の特徴
 - ・行政指導を繰り返し、結果として盛土の崩落を招いた事案が見られる
- 過去の事案を踏まえた教訓
 - ・いたずらに行政指導を繰り返さず、躊躇なく行政処分を実施すること
 - ・災害防止のため必要な場合は躊躇なく行政代執行を実施すること

1章 盛土等に関する情報の管理

- 1.1 台帳による許可・届出等の情報整理
- 1.2 行政対応の記録の情報管理
- 1.3 関係部局間での情報共有

2章 不法・危険盛土等の監視・発見

- 2.1 パトロールによる発見
- 2.2 関係部局等との連携による発見
- 2.3 地域住民による通報
- 2.4 衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見

1章 盛土等に関する情報の管理（概要）

1.1 台帳による許可・届出等の情報整理

- 盛土規制法に基づく許可・届出等について、台帳に整理すべき情報
- 台帳の作成例

1.2 行政対応の記録の情報管理

- 行政指導や処分、その後の是正等について記録・管理することが重要（行政指導や、立入検査、報告徴取内容のほか、適宜写真や動画を撮影し、電話での行政指導記録なども記録・管理を行い、行政対応の経緯や是正措置の実施状況の時系列が把握できるようにしておく）
- 告発にあたって記録すべき事項（時刻、場所、対応方法、相手方、言動や得た情報等を詳細に記録）

1.3 関係部局間での情報の共有

- 地方公共団体における盛土規制法担当部局と土地利用規制担当部局、廃棄物規制担当部局や警察等の関係部局間で情報共有を図ることの必要性
- 情報共有が必要な事項
 - ✓ 日常：許可・届出情報、パトロール計画と結果
 - ✓ 不法・危険盛土等の発見時：場所、行為者、土地所有者、概略規模、許可・届出の有無と内容、廃棄物、汚染土壌の可能性等
- 情報共有手段としては、関係部局による定期的な連絡会議のほか、メールや電話等で即座に共有できる日常的な連絡体制を構築することが重要
- 地方公共団体による情報共有事例
 - ・庁内の共有サーバーや盛土監視システム・許可データベース等を用いた盛土情報の管理・共有
 - ・関係部局による定期的な連絡会議の実施

2章 不法・危険な盛土等の監視・発見（概要）

2.1 パトロールによる発見

- 地方公共団体職員によるパトロールの実施方法、体制、留意点
 - ・不要・危険盛土等が行われやすい地域について重点的に対応するなど計画的に実施すること
 - ・パトロールの体制を構築しがたい場合などは業務委託することも考えられること
 - ・違反性・危険性が疑われる盛土等を発見した場合の対応方法を事前に決めておくこと
 - ・地方公共団体におけるパトロールによる発見に向けた事例（パトロールの体制、頻度等）
 - ・過積載や不正改造車を発見した場合には、不法・危険盛土等発見の端緒となる場合も考えられることから、警察に通報するなど連携して対応

2.2 関係部局等との連携による発見

- 関係部局等と連携した方法、違反性・危険性が疑われる盛土等の監視・発見方法
 - ・土地利用規制担当部局等の関係部局との盛土等の許可・届出情報の共有
 - ・土地利用規制担当部局や廃棄物規制担当部局、公共施設管理担当部局、警察等の関係部局が実施するパトロールルートを踏まえた効率的なパトロールの実施
 - ・関係部局が実施するパトロールにより違反性・危険性が疑われる盛土等を発見した場合の情報共有
 - ・民間団体と協定を締結し、違反性・危険性が疑われる盛土等の発見時に情報提供を求める取り組み

2.3 地域住民による通報

- 地域住民の通報を促す方法や取り組み事例
 - ・盛土規制法における地域住民等が通報しやすい環境の整備（許可一覧の公表・許可を受けている旨の標識の現地掲示）
 - ・地方公共団体における通報窓口の設置、通報アプリの導入

2.4 衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見

- ・2 時期の衛星画像の差分解析による盛土等の地形改変の疑いがある箇所の抽出
- ・ドローンの活用

第3編 不法・危険盛土等発見後の行政対応（目次・全体像）

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

- 1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応
- 1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等
- 1.3 行政指導の基本的考え方

2章 現状把握

- 2.1 趣旨
- 2.2 把握すべき事項
- 2.3 立入検査
- 2.4 報告徴取
- 2.5 その他の方法

3章 危険な盛土等の緊急対応

- 3.1 趣旨
- 3.2 緊急対応の流れ
- 3.3 緊急対応が必要な盛土
- 3.4 周辺住民への周知等
- 3.5 応急対策工事
- 3.6 他部局等との連携

4章 監督処分

- 4.1 趣旨
- 4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方
- 4.3 監督処分の実施方法
- 4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）

5章 改善命令等

- 5.1 趣旨
- 5.2 改善命令の要件等
- 5.3 改善命令等の実施方法
- 5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）
- 5.5 勧告（法第22条〔法第41条〕第2項）

6章 行政代執行

- 6.1 趣旨
- 6.2 行政代執行の要件
- 6.3 行政代執行の進め方
- 6.4 災害防止措置の実施
- 6.5 費用の徴収
- 6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理

7章 刑事告発

- 7.1 趣旨
- 7.2 告発に向けた基本的な考え方
- 7.3 告発の手順
- 7.4 留意事項

8章 その他

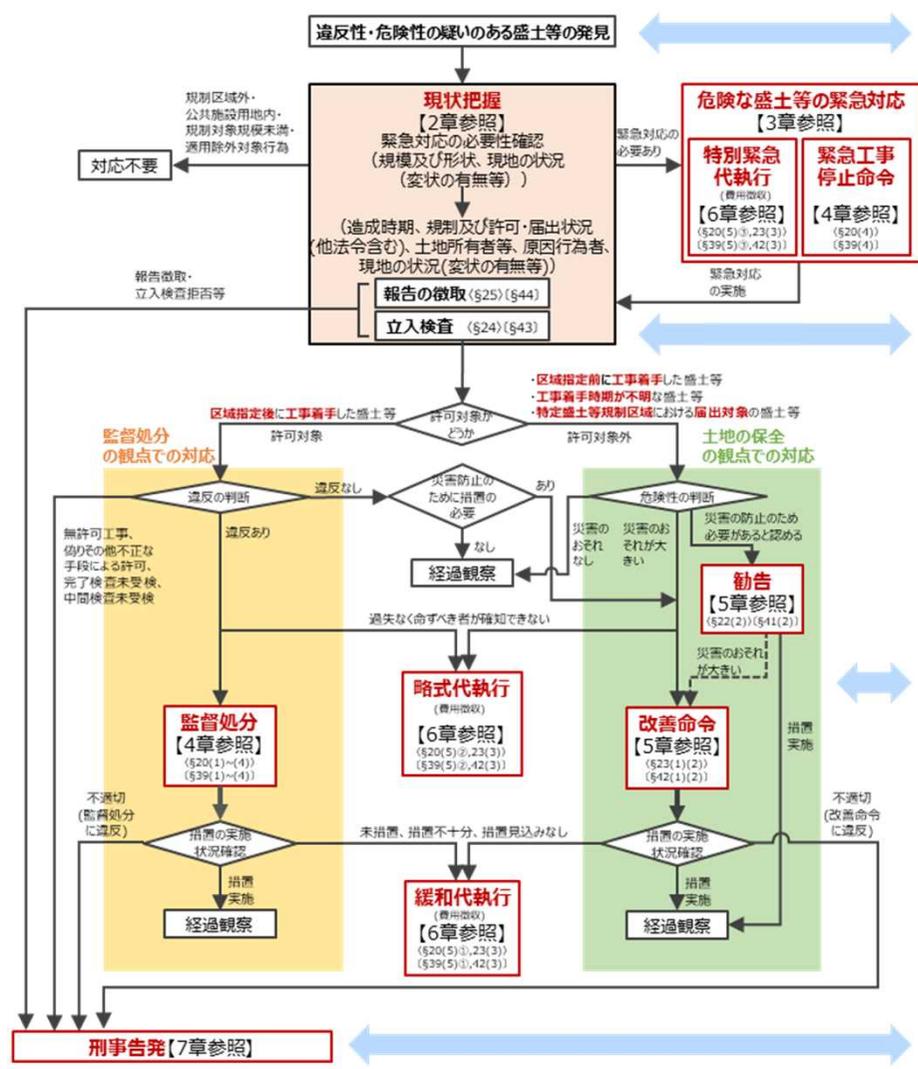
- 8.1 法人が解散した場合の取扱い
- 8.2 土地所有者等が外国人であった場合の対応
- 8.3 所有者不明土地における不法・危険盛土等への対応方法
- 8.4 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法
- 8.5 一体性の判断方法

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応

◆不法・危険盛土等発見後からの行政対応フロー

- (1) 違反性・危険性の疑いがある盛土等の発見
- (2) 現状把握 → 第2章参照
発見された盛土等については、まず、緊急対応の必要性を判断する。また、その後の行政対応を実施するために必要な情報について、報告徴取や立入検査等により把握する。
- (3) 危険な盛土等の緊急対応 → 第3章参照
発見された盛土等について、緊急対応の必要があると判断された場合は、周辺住民等への周知、応急対策工事等の緊急的な対応を行う。
- (4) 行政処分等
 - ① 監督処分 → 第4章参照
発見された盛土等について、違反性が確認された場合は、監督処分（工事停止命令、災害防止措置命令等）を行う。
 - ② 改善命令等 → 第5章参照
発見された盛土等について、危険性が確認された場合は、改善命令等を行う。
- (5) 行政代執行 → 第6章参照
監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、行政代執行を行う。
- (6) 刑事告発 → 第7章参照
無許可の盛土等や命令違反など、罰則行為に該当する場合には、速やかに刑事告発の検討を行う。



関係部局等との連携（第4編）

※随時、関係部局や関係機関等との連携を行うこと

※条項の標記 < >書き：宅地造成等工事規制区域に関する条項
()書き：特定盛土等規制区域に関する条項

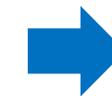
1章 不法・危険盛土等発見時の行政対応

1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等

不法盛土等

◆ 許可制度上の違反のある盛土等

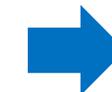
- 無許可盛土等 : 許可を受けないで施行された盛土等
- 虚偽申請盛土等 : 偽りその他不正により許可を取得した盛土等
- 条件違反盛土等 : 許可に付した条件に違反した盛土等
- 技術的基準違反盛土等 : 技術的基準に不適合な盛土等
- 検査未受検盛土等 : 中間検査や完了検査を未受検の盛土等



監督処分
の対象

危険盛土等

- ◆ 許可制度の対象外であるものの、区域指定前からある盛土等も含め危険性のある盛土等



(勧告・) 改善命令
の対象

1.3 行政指導の基本的考え方

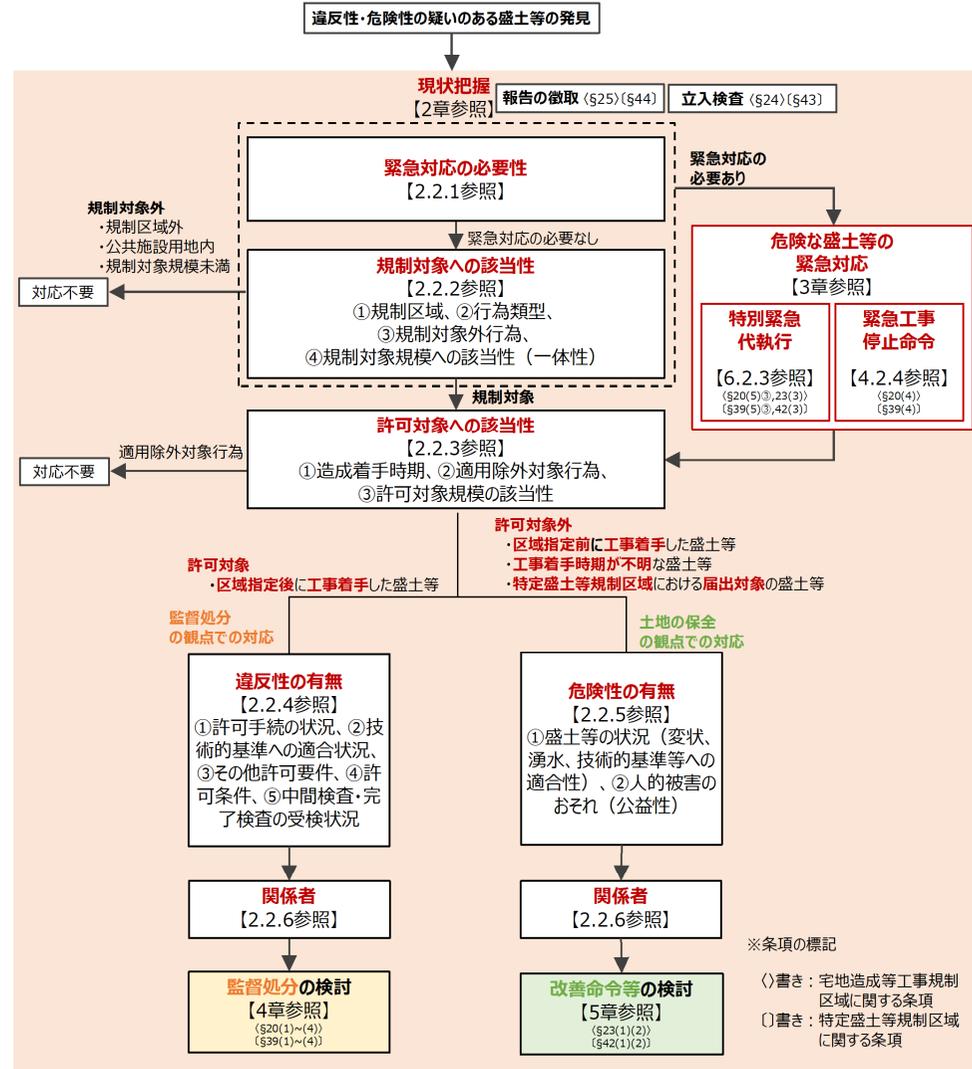
- 行政指導は、比較的自治体への手続の負担が軽く、迅速かつ柔軟な対応が可能となるため、相手方が行政指導に従う場合には、行政指導による対応が効果的な場合もある。
- ただし、行政指導はあくまでも事実行為であり、相手方の任意の協力を求めるものでしかないため、相手方が行政指導に応じない場合で、緊急の場合及び必要な場合には、躊躇することなく行政処分を行うこと。
- あらかじめ行政指導から行政処分への移行手続きについて行政指導のルール（指導の回数や期間の上限等）を定めておくことが望ましい。
- また、相手方が指導に応じない場合に行政処分等を行うことを、行政指導で示唆することも有効である。

2章 現状把握（概要）

2.1 趣旨 ⇒P.16

2.2 把握すべき事項

- 緊急対応の必要性
- 規制対象への該当性
 - ・規制区域内かどうか
 - ・規制対象外行為に該当するかどうか
 - ・規制対象行為（行為類型・規模）に該当するかどうか
- 許可対象への該当性
 - ・造成着手時期
 - ・適用除外対象行為に該当するかどうか
 - ・許可対象行為（行為類型・規模）に該当するか
- 違反性の有無
 - ・許可対象に該当すると判断した盛土等について、許可手続きの有無、技術的基準への適合状況等
- 危険性の有無
 - ・許可対象ではない盛土等について、盛土等の状況（変状・湧水等の状況、防災措置の状況等）、人的被害のおそれを踏まえ判断
- 関係者（工事主、工事施行者、土地所有者等）



2章 現状把握（概要）

2.3 立入検査

- 立入検査の要件、立入検査の内容 ⇒P.17
 - ・立入検査は行政処分等を行うために必要な場合に実施可能
 - ・土地の測量、土質検査、現況観察検査、ボーリングによる検査や掘削調査等について実施可能
- 立入検査に関する罰則規定 ⇒P.18
- 立入検査の同意及び通知の必要性 ⇒P.18
 - ・「立入検査」を行う際、法律上は事前の通知や同意を必要としない
 - ・トラブル防止のため、土地所有者等へ事前の通知を行うことも考えられるが、災害防止のため必要な場合には、事前に通知を実施することなく立入検査を実施して差し支えない
- 立入検査時の写真動画撮影の可否 ⇒P.19
- 立入検査等におけるドローン調査の可否 ⇒P.21
- 立入検査における身分証明書の携帯

2.4 報告徴取

- 報告徴取の趣旨・実施要件 ⇒P.20
 - ・報告の徴取は、災害発生の防止のため広く必要な場合に実施可能
- 報告徴取可能な相手方 ⇒P.20
 - ・報告の徴取が可能な相手方は「所有者、管理者又は占有者」と規定
- 報告徴取の内容 ⇒P.20
 - ・盛土等が行われている土地や、その土地で行われている工事の状況について徴取可能
- 報告徴取に関する罰則規定

2.5 その他の方法

- 盛土規制法や他法令の許可・届出関係書類の確認
- 航空写真や衛星画像、数値標高モデル（DEM）等を活用した造成時期や造成範囲の確認
- 周辺住民等への聞き取りによる工事の施行状況や関係者、変状等の把握
- 監視カメラの設置による施行の進捗、関係者、運搬車等の情報の把握
- ドローン調査による経時的な堆積土量の変化等の把握

3章 危険な盛土等の緊急対応（概要）

3.1 趣旨 ⇒P.22

3.2 緊急対応の流れ ⇒P.23

3.3 緊急対応が必要な盛土 ⇒P.24

- 盛土等の変状の規模と人的被害のおそれから、「すでに大規模崩壊している又は崩壊しかけている（土砂は崩落していないが、変状規模が大きく、かつ一部崩壊しているようなもの）状態であり、人的被害のおそれが想定され、災害発生に対して切迫性の高い」として緊急対応が必要と判断

3.4 周辺住民等への周知等 ⇒P.25

- 緊急対応が必要な盛土等の周辺住民等への周知
- 周知の対象範囲、対象者、方法、情報伝達の内容

3.5 応急対策工事 ⇒P.26

- 応急対策工法の選定（雨水や地下水の排除を目的とした対策工、盛土のり面自体の安定性向上を目的とした対策工、盛土崩壊や流出の防護を目的とした対策工等）
- 盛土等の安全性が確保できるまでの間の監視カメラや定点観測等による現地状況の監視
- 地方公共団体における応急対策工事の実施事例

3.6 他部局等との連携

- 緊急対応に当たっては、盛土規制法担当部局のみならず、荒天時に天候の情報を把握し避難指示等を統率的に指示する危機管理部局や、被害を受けるおそれがある公共施設管理者、避難体制の構築で連携する市町村、その他警察や消防等関係者が連携して対応することが重要

4章 監督処分（概要）

- 4.1 趣旨** ⇒P.28
- 4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方**
- 許可取消処分（工事主を処分）（法第20条[第39条]第1項） ⇒P.29
 - 工事施行停止・災害防止措置命令（工事主・工事請負人・現場管理者に対して命令）（法第20条[第39条]第2項） ⇒P.29
 - 土地使用禁止命令・土地使用制限命令、災害防止措置命令（工事主・土地所有者等に対して命令）（法第20条[第39条]第3項） ⇒P.29
 - 緊急の工事停止命令（工事主・工事請負人・現場管理者・工事従事者に対して命令）（法第20条[第39条]第4項） ⇒P.29
- <参考>
- ✓ 一つの現場に複数命令等を出すことが可能な者が存在する場合の対応 ⇒P.29
 - ✓ 法第20条[第39条]第2項と第3項の使い分け方 ⇒P.30
 - ✓ 監督処分（法第20条[第39条]第3項）における土地所有者の扱い ⇒P.30
 - ✓ 緊急工事停止命令（法第20条[第39条]第4項）の要件 ⇒P.30
- 4.3 監督処分の実施方法**
- 実施の流れ（周辺住民等への周知、聴聞又は弁明の機会の付与→命令書の交付）
 - 聴聞・弁明の機会の付与の通知、弁明の機会の期間、事実確認及び監督処分の実施 ⇒P.31
 - 命令書交付 ⇒P.32
 - 監督処分の公表 ⇒P.32
- 4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）**
- 命令書記載イメージ ⇒P.33～34
 - 処分理由、命令内容、履行期限、履行条件等の記載にあたっての留意点 ⇒P.33～34

5章 改善命令等（概要）

5.1 趣旨 ⇒P.36

5.2 改善命令の要件等

- 改善命令の要件 ⇒P.37
 - ・災害防止のため必要な措置が未実施、若しくは極めて不十分であり、災害発生のおそれが技術的観点からみて客観的な可能性があること
- 命令可能な相手方
- 判断方法 ⇒P.38～40
 - ・盛土等の状況と人的被害のおそれの双方から盛土等の危険性を判断
 - ・改善命令、勧告の判断基準

5.3 改善命令等の実施方法

- 実施の流れ（周辺住民等への周知、弁明の機会の付与→命令書交付） ⇒P.41
- 弁明の機会の付与（通知、期間） ⇒P.41
- 命令書交付 ⇒P.41
- 公表

5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項） ⇒P.42～44

- 命令書の記載イメージ、記載例
- 処分理由、命令内容、履行期限、履行条件等の記載にあたっての留意点
- 災害防止措置の種別、具体例

5.5 勧告 ⇒P.45

- 勧告の要件、勧告可能な相手方、判断方法

6章 行政代執行（概要）

6.1 趣旨

6.2 行政代執行の要件

- 緩和代執行（要件、手続きの省略） ⇒P.47
● 災害防止措置を命ぜられた者が、期限までに措置を講じない、講じても十分でない、講ずる見込みがない場合、代執行が可能 ⇒P.48
- 略式代執行（要件、土地所有者等の調査方法、「過失がなく、確知できない」の判断、「他に確知可能な者がいる場合」の対応） ⇒P.49～50
● 災害防止措置を命ずべき者を確知できない場合、代執行が可能
- 特別緊急代執行（要件） ⇒P.50
● 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合で、災害防止措置を命ずるとまがない場合、代執行が可能

6.3 行政代執行の進め方

- 緩和代執行の手続きフロー ⇒P.51
- 略式代執行の手続きフロー ⇒P.52
- 特別緊急代執行の手続きフロー ⇒P.53

6.4 災害防止措置の実施

- 命令内容と行政代執行の内容の差異 ⇒P.54

6.5 費用の徴収

- 国税滞納処分の例に従った費用徴収の手続きフロー ⇒P.55
- 財産調査権
- 費用徴収の期間 ⇒P.56
- 代執行後に確知した者からの費用徴収、監督処分・改善命令を受けた法人が解散した場合 ⇒P.57

6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理

- 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合 ⇒P.58
- 土地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合

7章 刑事告発（概要）

7.1 趣旨 ⇒P.59

7.2 告発に向けた基本的な考え方

- 告発の姿勢 ⇒P.60
 - ・公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている趣旨を踏まえ、悪質性の高い違反行為については速やかに告発の検討を開始しなければならない。
 - ・また、違反と疑われる行為を発見した段階で、早期に警察に報告し、その後の対応について相談する。
- 法人処罰の考え方 ⇒P.60
 - ・事業主が相当の注意及び監督が尽くされたとはいえない場合には、原因行為者のほか、事業主についても、併せて告発を行うことで事業主の責任を適切に問うことが重要である。
- 告発と行政処分の位置づけ ⇒P.60
 - ・監督処分や改善命令などの行政処分は、要件を充足する場合には躊躇することなく発令すべきであり、告発や刑事処罰を理由としてこれらの行政処分を留保したり、控えたりしてはならない。
 - ・違反行為について検察官に送致（付）されたり公訴が提起された場合には、原因行為者が情状の酌量を求めるために監督処分や改善命令に従うことも考えられる。よって、命令書の交付は、遅くとも公判手続の段階までに行うなど速やかにかつ効果的にその履行が期待できる時期に実施することが望ましい。

7.3 告発の手順

- 告発から刑確定までの流れ ⇒P.61

7.4 留意事項

- 捜査機関との十分な協議 ⇒P.62
- 証拠資料の収集に当たっての留意事項 ⇒P.62
- 弁護士や有識者との連携 ⇒P.62
- 命令違反の罪の告発に当たっての留意点
- 控訴できる期間、犯罪の成立時期 ⇒P.63
- 捜査への協力

8章 その他（概要）

8.1 法人が解散した場合の取り扱い

- 法人が存続する期間 ⇒P.65
- 法人が不法・危険盛土等を行った場合の命令相手と罰則の適用 ⇒P.65
- 法人が解散している場合の命令・報告徴取の相手方 ⇒P.66
- 命令を行った法人が解散した場合の行政代執行及び費用徴収 ⇒P.66

8.2 土地所有者等が外国人であった場合の対応

- 原因行為者、土地所有者等が外国人であった場合の行政処分
- 原因行為者、土地所有者等が外国人であった場合の費用徴収
- 原因行為者、土地所有者等が外国人であった場合の刑事告発

8.3 所有者不明土地における不法・危険な盛土等への対応方法

- 土地所有者探索の過程で登記簿上の土地所有者の死亡が確認された場合の対応方法
- 相続人に相続放棄があった場合の対応方法

8.4 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法

- 「盛土」の疑いがある「土石の堆積」を把握した場合の対応方法 ⇒P.67
- 当該工事が許可対象である場合の対応（許可申請された土石の堆積への対応、無許可の土石の堆積への対応） ⇒P.68
- 当該工事が許可対象ではない場合（届出対象）の対応（届出された土石の堆積への対応、無届出の土石の堆積への対応） ⇒P.69

8.5 一体性の判断方法

⇒P.70～73

- 許可対象規模未満の盛土等を繰り返し行い、許可制度から逃れようとする場合が想定されることから、盛土等の一体性を判断し、適切に対処する
- 同一の事業者が隣接・近接して盛土等を行っている場合は一体の盛土等と扱う

1章 関係部局との連携の在り方

1.1 関係法令担当部局等との連携

(1) 関係法令所管部局等間の連携

1) 土地利用規制担当部局

- ・許可・届出の**手続情報の共有**
- ・パトロール協力による**発見・監視**
- ・**複数の法令違反等がある場合**、所管部局が連携して立入検査や行政処分等を実施

⇒P.76

2) 公共施設管理担当部局

- ・パトロール等により、不法・危険盛土等を**発見した場合の情報共有**
- ・**公共施設に被害を及ぼすおそれのある場合の連携**

⇒P.77

3) 環境担当部局

○廃棄物規制担当部局：行政対応した場合の情報共有、**廃棄物混じり盛土等への対応における連携、盛土規制法に違反し刑が処された廃棄物処理業者に対する営業停止処分、許可取消処分**

○土壌汚染担当部局：発見した不法危険盛土等に土壌汚染が疑われる場合の連携

4) 資源有効利用促進法等担当部局

- ・建設現場合同パトロールにおいて**無許可地等への搬出を発見した場合の情報共有**
- ・**搬入元の建設会社や登録ストックヤード運営事業者の情報共有**
- ・**盛土規制法に違反し、刑に処された建設業者に対する営業停止処分又は建設業許可の取消処分**

5) 太陽光発電担当部局

- ・**再エネ特措法の認定事業者が、不法・危険盛土等に太陽光発電施設を設置し、盛土規制法に違反している場合、連携して是正措置を求める（違反が解消されない場合は認定取消し）**

6) その他部局等

- 法務部局：行政処分や告発時の**弁護士相談も含めた法務確認**
- 防災部局：不法・危険盛土等の**周辺地域住民への周知、避難計画、応急対応における相互連携**

(2) 都道府県と市町村間の連携

1) 都道府県と管内市町村間の連携

- ・定期的な連絡会議等により、許可・届出の手続き情報、不法・危険盛土等の現況、パトロール状況等を共有
- ・監視・発見のためのパトロールの連携
- ・市町村は、住民から通報を受けた場合や不法・危険盛土等を発見した場合は速やかに都道府県に通報
- ・不法・危険盛土等の発見後、市町村は、地域住民等に周知、避難体制の確保、原因行為者の発見や工事の施行状況の確認など都道府県に協力

2) 都道府県間の連携

- ・定期的な連絡会議等により、都道府県や市町村界を跨ぐ土砂の搬入情報等を共有
- ・原因行為者等の照会

1.2 警察との連携

⇒P.78

- ・日常的な行政対応（連絡会議や人事交流等により連絡体制構築）
- ・不法・危険盛土等の監視・発見（違反性・危険性が高い事案は早めに相談）
- ・立入検査・報告徴取・行政指導・行政処分（事前相談、相手方からの被害を被ることが予想される場合は、同行等の支援を依頼）
- ・刑事告発（警察との事前協議、告発から送致（付）までには時間を要するが多いため早めに相談）

2章 民間事業者等との連携の在り方

2.1 関係業界団体等との連携

⇒P.79

- ・民間団体と協定を締結し、違反性・危険性が疑われる盛土等の発見時に情報提供を求める取り組み

2.2 有識者・コンサルタント等との連携

⇒P.79

- ・有識者等技術系専門家の顧問制度の導入、コンサルタント等との技術協力協定の締結